

1 開催日時

令和3年8月17日（火）19:00～

2 開催場所

宇部市役所 4階 第2・3・4委員会室

3 議 題

- ・議案第22号 学校運営協議会委員の任命について
- ・その他の事項
寄付の報告について

令和3年度学校運営協議会委員の任命について

各小中学校の学校運営協議会は本年度改選期で、任期は令和3年7月1日から令和4年6月30日までです。

今回の委員の任命

- 委員数 438人（小学校 285人 中学校 153人） ※昨年度 449人
- 新任 144人（小学校 89人 中学校 55人）
- 長期継続委員
 - 6年：15人 9年：15人
 - 7年：18人 10年：3人
 - 8年：25人 6年以上：5人 } 6年以上：合計81人
- 女性委員の割合 153人/438人（35.8%） ※昨年度 144人（32.1%）
- 令和3年度の宇部市全体での委員構成（第5条1項の各号）

保護者（1号）	73人（16.7%）	（昨年度20.5%）
地域の住民（2号）	214人（48.9%）	（ // 53.5%）
地域学校協働活動推進員（3号）	<u>26人（5.9%）</u>	
学校関係者（4号）	65人（14.8%）	（ // 12.5%）
学識経験者（5号）	22人（5.0%）	（ // 5.3%）
関係行政機関の職員（6号）	38人（8.7%）	（ // 8.2%）

宇部市学校運営協議会規則（妙）

（委員）

第五条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、設置校の校長が推薦し、教育委員会が任命する。

一 設置校に在籍する児童又は生徒の保護者

二 設置校の所在する地域の住民

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の設置校の運営に資する活動を行う者

四 学校関係者

五 学識経験者

六 関係行政機関の職員

七 その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の定数は、設置校の校長と協議の上、教育委員会が定める。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

4 委員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項に定める非常勤職員とする。

（委員の任期）

第六条 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

2 前条第三項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

寄 附 (7月分)

令和3年8月17日 報告

寄附年月日	寄 附 者	金 額 等	趣 旨 等
令和3年7月7日	匿 名	3,000 円	小・中学校教育資金 として (平成24年度から通算111回目)